

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4階

スキマバイトの給与に係る税務上の取り扱い

Q 私はA社とB社でスキマバイトをしていますが、そのバイトをしながらC社に正社員として働いております。この場合の税務上の取り扱いは、どうなるのでしょうか？

解説

スキマバイトは基本的に年末調整の対象ではないのが一般的とされますので、最終的に確定申告が必要になるケースが多いです。

1. A社とB社のスキマバイトの取り扱い

スキマバイトなど、一般的に働いた日ごとに給与の支払いがある日雇い給与では原則、日額票の「**丙欄**」により源泉徴収を行います。丙欄で源泉税を計算できるのは、**2か月以内**の短期雇用スタッフで、その日の給与が**9300円未満**である場合は、源泉徴収は不要となります。

2. C社の取り扱い

正社員として働いているC社では、基本的に扶養控除等申告書を提出しているので、「**甲欄**」により源泉税額を計算し、C社が支給する給与で**年末調整**を行います。A社とB社が支給する給与については、C社が行う年末調整の対象とはなりません。

3. 確定申告

2か所以上から給与の支給を受ける者は、確定申告を行うのが原則です。なので、A社とB社とC社の給与をすべて合算して、確定申告を行います。

ただし、すべての給与を合算しても、所得税の基礎控除以下である場合は、確定申告をしなくても差し支えありません。なお、**令和8年**では基本的に給与収入が**178万円以下**の場合、所得税はかからないので、確定申告は不要です。

要するに…

スキマ時間に手軽に働くことができるスキマバイトが流行しています。ただし、正社員で働いている場合、その会社で年末調整を行い、その後、スキマバイトで得た収入を合算して確定申告を行います。